

みなし譲渡所得課税の可能性は予見できず

和解成立後に課税処分も、 弁護士に債務不履行責任なし

相続をめぐる別件訴訟で依頼人であった原告が、和解を成立させた弁護士（被告）に対し、和解成立後に多額の課税処分を受けたとして債務不履行等に基づき1億3,400万円超の損害賠償等を求めた事件で、東京地方裁判所（本田能久裁判長）は令和7年2月7日、通知弁護士でもない被告が、和解の成立時点で本件株式の譲渡が低額譲渡に該当すると判断されてみなし譲渡所得課税がされる可能性があるとして予見することはできなかったとし、債務不履行等の責任を負わないとの判断を示し、原告の請求を棄却した（令和3年（ワ）第2744号）。

相続をめぐる別件訴訟で和解を成立させた弁護士に損害賠償請求

本件は、相続をめぐる別件訴訟で依頼人であった原告が、和解を成立させた弁護士（被告）に対し、和解成立後に多額の課税処分を受けたとして債務不履行等に基づき1億3,400万円超の損害賠償等を求めた事件である。

原告の父であるSが死亡後、Sの相続をめぐる、原告と弟のMとの間で紛争が生じたことから、原告は、弁護士である被告との間で、弟Mとの紛争に係る調停及び訴訟に関し、各準委任契約を締結。最終的には、遺産確認請求訴訟（別件訴訟）の控訴審において、原告は、弟Mの利害関係人である育英会に自己の保有する三社の株式を譲渡する一方、弟Mは、原告に対し、解決金を支払うことで和解することになった（表参照）。ただし、その後の原告の所得税等の確定申告を踏まえた税務調査により、株式の譲渡が低額譲渡に該当するとして、更正処分等が行われたため、原告が、弁護士に対して損害賠償請求を行ったものである。

なお、被告弁護士は、通知弁護士（税理士

法51条1項：所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる）ではなく、原告は、毎年の確定申告をY税理士に委任しており、父Sの相続税の申告も、Y税理士に依頼している。

被告は情報提供すべき義務あり

原告は、各株式の譲渡先が育英会に変更されることを知った被告は、和解成立前に、①各株式の譲渡先が育英会に変更されたことを伝える義務があり（注意義務①）、②税務署に株式の譲渡が低額譲渡に該当すると判断された場合にはみなし譲渡所得課税がされる可能性があることを情報提供すべき注意義務があった（注意義務②）などと主張した。

契約に和解の課税問題への対応は含まれず

裁判所は、別件控訴審の担当裁判官が、原告を含む当事者全員を同席させ、利害関係人に係る部分も含めて和解の条項を読み上げて和解を成立させ、その際、原告が被告及び担当裁判官に対し、和解条項について質問する

【表】 事案の経緯

- 原告は、被告を代理人に選任し、弟Mを相手方として、M名義の預金が父Sの遺産であることの確認及び父Sが持分を有する土地の賃料の分配を求める民事調停を申し立て。一方、弟Mは、J弁護士を代理人に選任し、原告を相手方として、遺留分侵害額の支払いを求める民事調停を申し立て。
- 各調停事件のうち、賃料の分配及び遺留分に係る調停は成立したが、遺産確認に係る調停は不成立となった。
- 原告は、被告を訴訟代理人に選任し、弟Mを被告として、遺産確認請求訴訟（別件訴訟）を提起したが、地裁は原告の請求を棄却（原告は高裁に控訴）。
- 原告は、別件訴訟の控訴審の第4回弁論準備手続期日において、弟M及び利害関係人である公益財団法人S育英会（代表理事は弟Mであり、原告も、父Sが死亡するまで評議員を務める）との間で和解。なお、原告は、育英会に対し、自己の保有する三社の株式を、合計3億円余り（なお、このうちH株式の価額は1株3,000円と算定）で譲渡することとし、弟Mは、原告に対し、解決金として271万円余りを支払うことになった。
- その後、原告は、所得税等の確定申告をY税理士の子である税理士に依頼。当該税理士は、確定申告した際、和解に基づく各株式の譲渡先を、和解とは異なり、育英会ではなく、弟Mと記載した。
- 申告を受けた税務署長は税務調査を行い、各株式の譲渡先は育英会であり、本件譲渡は個人の法人に対する低額譲渡に該当するとして、本税の更正処分及び過少申告加算税等の賦課決定処分を行った。

ことも異議を述べることもなかったこと、原告は和解の成立後、各株式の譲渡先を育英会とする各書類に署名押印したことに照らすと、被告が原告に対し、和解成立前に、各株式の譲渡先が弟Mではなく、育英会とされたことを伝えていたことは明らかであると指摘。よって、被告が注意義務①を怠ったとはいえないとした。

また、裁判所は、認定事実によれば、原告は和解成立の直前まで、父Sの相続をめぐる課税問題について、一貫して、被告ではなく、税理士Yに相談しており、原告は、被告に対し、具体的な課税問題について一度も相談したことがなかったこと、被告は通知弁護士ではなく、課税問題の専門家ではないことに照らすと、原告と弟Mの間の父Sの相続をめぐる紛争については、被告と税理士Yとの間で、各々の専門領域に応じた役割分担がされていたと認めるのが相当であるから、本件契約に和解に係る課税問題への対応は含ま

れていなかったというべきであって、課税問題については税理士Yに相談するよう度々助言していた旨の被告の陳述は信用することができるとした。加えて、被告は、税理士YがH株の評価額を類似業種比準価格である5,094円であると判断していると理解したこと、H株の評価額を正確に把握する上で必要な資料の大部分は弟Mが保有しており、被告はこれらの資料の開示を受けていないことなどに照らすと、通知弁護士でもない被告が、H株を1株3,000円で算定して和解を成立させる時点において、税務署に本件譲渡が低額譲渡に該当すると判断されてみなし譲渡所得課税がされる可能性があるというべきであったと判断した。よって、被告には、税務署に低額譲渡に該当すると判断された場合にはみなし譲渡所得課税がされる可能性があることを原告に情報提供すべき注意義務があったとはいえず、債務不履行又は不法行為責任を負わないとした。